

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	日本証券金融株式会社		コード	8511
提出日	2026/5/29	異動(予定)日	2026/6/26	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	小幡 尚孝	社外取締役	○														○		有
2	二子石 謙輔	社外取締役	○														○		有
3	山川 隆義	社外取締役	○														○		有
4	田中 恭代	社外取締役	○														○		有
5	関沢 明子	社外取締役	○														○	新任	有
6	平井 彩	社外取締役	○														○	新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		小幡尚孝氏は、金融界における企業経営に関する豊富な経験を有し、また海外での業務経験を通じて、国際的な業務展開についても豊富な知識と幅広い見識を有していることから、当社の経営に対する実効性の高い監督と中長期的な経営方針の決定等に十分な役割を果たすことが期待できると判断しております。なお、同氏が2010年6月まで取締役社長を務めていた三菱HCキャピタル株式会社と当社の間に取引はありません。同氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として届出します。
2		二子石謙輔氏は、ユニークで先進的なビジネスモデルの金融機関の経営に関する豊富な経験を有し、また技術・イノベーションについても豊富な知識と幅広い見識を有していることから、当社の経営に対する実効性の高い監督と中長期的な経営方針の決定等に十分な役割を果たすことが期待できると判断しております。なお、同氏が2018年6月まで代表取締役社長を務めていた株式会社セブン銀行と当社の間に取引はありません。同氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として届出します。
3		山川隆義氏は、デジタルトランスフォーメーション等に関する技術革新動向について豊富な知識と幅広い見識を有し、また産業界における企業経営に関する豊富な経験を有していることから、当社の経営に対する実効性の高い監督と中長期的な経営方針の決定等に十分な役割を果たすことが期待できると判断しております。なお、同氏が代表社員を務めているビジネスプロデューサー合同会社および2020年6月まで代表取締役を務めていた株式会社ドリームインキュベータと当社の間に取引はありません。同氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として届出します。
4		田中恭代氏は、人材育成および企業経営に関する豊富な知識と幅広い見識を有していることから、当社の経営に対する実効性の高い監督と中長期的な経営方針の決定等に十分な役割を果たすことが期待できると判断しております。なお、同氏が2014年3月まで代表取締役社長を務めていた株式会社旭化成アビリティおよび2016年3月まで代表取締役社長を務めていた旭化成アミダス株式会社と当社の間に取引はありません。同氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として届出します。
5		関沢明子氏は、公認会計士として財務会計および内部統制に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に対する実効性の高い監督と中長期的な経営方針の決定等に十分な役割を果たすことが期待できると判断しております。なお、同氏は、新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)の出身者であり、現在、当社は同所を当社の会計監査人として選任しておりますが、同氏が当社の担当となったことはなく、同氏が同所を退所してからは10年以上経過しており、同氏と当社の関係は、同氏の社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではありません。同氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として届出します。
6		平井彩氏は、弁護士として法務・リスクマネジメントに関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に対する実効性の高い監督と中長期的な経営方針の決定等に十分な役割を果たすことが期待できると判断しております。なお、同氏は、三浦法律事務所のパートナー弁護士ですが、当社と同事務所との過去3事業年度における年間取引額はいずれの年度も1,000万円未満であり、かつ同事務所との年間総収入額の2%未満であるため、同氏と当社の関係は、同氏の社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではありません。同氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として届出します。

## 4. 補足説明

当社の独立性判断基準については、ホームページ( <a href="https://www.jsf.co.jp/ja/sustainability/governance/stance.html">https://www.jsf.co.jp/ja/sustainability/governance/stance.html</a> )に開示しています。
--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
  - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
  - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
  - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
  - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
  - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。